

令和 4 年 9 月 2 8 日
(一社)広島県タクシー協会

広島県A地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

広島県A地区においては、令和 2 年 2 月 1 日からタクシー運賃の改定を実施(改定率 3.1%)いたしました。これによる令和 4 年 2 月から 7 月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

(注)広島県A地区とは、広島県のうち、広島市(一部区域を除く。)、廿日市市(一部区域を除く。)、安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町の区域。

1 運賃を改定した事業者数 65 社

(注)改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定したタクシー協会会員事業者数。
以下は、65 社のうち集計ができた 58 社の調査結果である。

2 平均増収率 ▲23.3%

(注)平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定前 6 ヶ月間とは平成 31 年 2 月から同年 7 月、改定後 6 ヶ月間とは令和 4 年 2 月から同年 7 月までをいう。

(算式)改定後 6 ヶ月間の営業収入(税引き後)÷改定前 6 ヶ月間の営業収入(同)×100-100

3 一般運転者に係る運転者 1 人平均賃金上昇率 ▲4.6%

改定前 1 人平均給与月額 (平成 31 年 2 月～7 月)	改定後 1 人平均給与月額 (令和 4 年 2 月～7 月)
220,818 円	210,744 円

(注)一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布(一般運転者1人平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満
3社	2社	7社	4社	10社

-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
4社	24社	54社

※一般運転者賃金データ無し 4社

(注)賃金改善率は、次の算出により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る令和4年2月～7月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る平成31年2月～7月の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況(運転者に限る。)

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満
22社	6社	2社	7社	3社	0社

97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	95%未満	計
1社	1社	2社	11社	55社

※賃金データ無し 3社

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る令和4年2月～7月の賃金総支給額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る平成31年2月～7月の賃金総支給額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 具体的な改善事例

(1) 手当類の創設拡充

- ・無事故手当増額
- ・業務手当、2人1車手当新設

- ・清掃手当新設

(2) その他改善事例

- ・労働時間の短縮 6社
- ・有給休暇の積極的消化の推進
- ・車両更新を活発に行い乗務員待遇を改善

参考：運賃改定前後6ヶ月間の輸送実績(広島県A地区・タクシー協会集計分)

広島県A地区 実績合計		平成31年2月～ 同年7月	令和4年2月～ 同年7月	運賃改定前後 比率 (%)
輸送収入(千円)		8,934,559	6,316,851	70.7
輸送回数(千回)		6,782	5,080	74.9
輸送人員(千人)		9,414	6,126	65.1
実働率(%)		65.6	57.5	87.7
実車率(%)		42.3	40.4	95.5
当 た り 実 働 一 日 一 車	輸送収入(円)	27,833	27,143	97.5
	輸送回数(回)	21	22	104.8
	輸送人員(人)	29	26	89.7
	走行キロ(km)	185	176	95.1